

舞鶴の川と海を美しくする事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴の川と海を美しくする会（以下「美しくする会」という。）が、河川や海岸（以下「河川等」という。）の清掃活動等本市の水環境の保全を目的とした事業を行う場合に、当該事業に要する経費に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第25号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において舞鶴の川と海を美しくする事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、美しくする会が行う河川等の清掃活動及び河川等の環境美化に係る啓発事業とする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の額の範囲内で、市長が認めた額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書は、舞鶴の川と海を美しくする事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 美しくする会会則
- (4) 美しくする会役員名簿
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(申請書等記載事項の変更)

第5条 規則第8条に規定する変更は軽微な変更以外のものとし、その変更に係る書類は、舞鶴の川と海を美しくする事業費補助金補助金変更承認申請書（様式第2号）によるものとして、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、舞鶴の川と海を美しくする会事業費補助金事業完了実績報告書（様式第3号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業終了後30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年度補助金から適用する。